

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口の推移を見ていくと、昭和 60 年の 32,462 人から、平成 16 年の 2 町合併を経た後、令和 2 年の 36,832 人にかけて、35 年間で 4,000 人以上の人口増となっている。また、人口変化率についてみても常に 100%以上となっており、一貫して増加し続けている状況である。しかし、今後市が特段の人口減少対策を行わなかった場合、市の人口は減少傾向になることが想定されている。この現状をふまえて、令和 2 年に策定した「第 2 期葛城市総合戦略」では、人口減少に歯止めをかけ、長期的・継続的に人口を維持していくべく、令和 42 年の将来人口目標を 37,044 人と定めている。

本市には「薑工業団地」を中心とした一大産業集積地が広がる一方、中小企業も多く市内各地に企業が点在する。

また、総務省・経済産業省経済センサス(2021 年)における本市の事業者数は 1,177 社となっており、割合順では、卸売業、小売業が 22.2%、製造業が 18.4%、サービス業(他に分類されないもの)が 11.6%であり、製造業が占める割合が全国平均の 8.0%を大きく上回っている。

このような中、現状を維持するためにも引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

先端設備等の導入を推進することで、中小企業の経営の安定化を図るとともに地域経済の活性化を図る。これを実現するための目標として、本計画期間中に 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市においては、「企業や研究機関などの誘致の推進」や「新たな産業の育成・支援」

を視野に入れるため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

中小企業の多くは、家内工業から発展した場合が多く、市内全域に点在するため、対象地域を限定しない。

(2) 対象業種・事業

今後、「企業や研究機関などの誘致の推進」や「新たな産業の育成・支援」を視野に入れるため、対象業種・事業については限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税の滞納がないこと